

糸島市告示第 173 号

公 示 送 達 書

別紙に記載の者は、居所・住所（事業所、事務所）ともに不明につき、下記書類を送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のように公示送達をします。受領に来庁されれば、いつでも交付します。

令和8年8月12日

糸島市長 月 形 祐 二



1 書類名

令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書

1 件

2 保管場所 糸島市役所市民部国保年金課

(注意)

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

(別紙)

送 達 を 受 け る べ き 者	
住所	氏名
福岡県糸島市篠原東三丁目4番20号	柴崎 ひろ子